

令和6年10月21日
建築局建築指導部情報相談課

「横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する 条例施行規則」の一部改正に関する意見公募について

「横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例施行規則」の一部改正にあたり、広く市民の皆様から御意見をいただきたく、次の要領で意見の公募を行います。

1 意見公募期間

令和6年10月21日（月）から令和6年11月20日（水）まで

2 資料入手方法

建築局建築指導部情報相談課、市庁舎3階市民情報センター、各区役所区政推進課
広報相談係にて閲覧・配布を行います。

3 意見提出方法

次のいずれかの方法により、御提出願います。

なお、電話での御意見の提出には対応いたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

(1) 電子メールの場合

電子メールアドレス：kc-jssodan@city.yokohama.lg.jp

横浜市建築局建築指導部情報相談課 意見公募担当 宛て

※メールの件名は「意見公募（規則）」と明記してください。

(2) 郵送の場合

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 25階

横浜市建築局建築指導部情報相談課 意見公募担当 宛て

(3) FAXの場合

FAX番号：045-550-4102

横浜市建築局建築指導部情報相談課 意見公募担当 宛て

4 注意事項

(1) いただきました御意見に対して、個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

(2) いただきました御意見の内容につきましては、氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレスを除き、公開される可能性がありますので、あらかじめ御承知おきください。

(3) 御意見に付記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

(4) その他個人情報については、個人情報の保護に関する法律にしたがって適切に取り扱います。

5 御不明な点についてのお問い合わせ先

横浜市建築局建築指導部情報相談課 意見公募担当 宛て

電話番号：045-671-2350

電子メールアドレス：kc-jssodan@city.yokohama.lg.jp

※ 電話による御意見の受付及びご意見の個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。